

自由化が進むタイの ACFTA

吉岡 武臣 *Takeomi Yoshioka*

(財) 国際貿易投資研究所 研究員

要約

ASEAN10 カ国と中国を結ぶ ASEAN-中国 FTA (ACFTA) における物品の貿易は、「包括的経済協力枠組み協定」(以下「枠組み協定」)に基づきアーリーハーベスト品目の関税率が引き下げられた後、「包括的経済協力枠組み協定の物品の貿易に関する協定」(以下「物品貿易協定」)により2005年7月から本格的な関税の引き下げが実施された。2010年にはASEAN先発6カ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)と中国の間でノーマルトラック品目の大部分の関税が撤廃されるなど、関税削減は着々と進んでいる。今回はASEAN主要国のひとつであるタイを取り上げ、関税引き下げから丸6年が経過した2011年末時点での関税削減の状況を調査した。

2010年までに9割の品目が関税撤廃

ACFTAにおけるタイはASEAN先発6カ国として表1の関税削減スケジュールが適用される。削減のスケジュールはアーリーハーベスト

(EHP)品目、ノーマルトラック(NT)品目、センシティブトラック(ST)品目に大別される。更にノーマルトラックは通常スケジュールで関税が削減される品目(NT1)と猶予が与えられる例外品目(NT2)、センシティブトラック品目はセンシテ

イブリスト品目（SL）と高度センシティブリスト品目（HSL）としてそれぞれ分けられる。

スケジュールによると、EHP および NT1 は 2010 年、NT2 は 2012 年に ACFTA 税率がゼロとなる。SL は 2012 年に税率 20% 以下、さらに 2018 年から 5% 以下、HSL は 2015 年から 50% 以下となる。

各トラックを品目別に分類したの

が表 2 である。2010 年までに関税が削減された EHP および NT1 が全体の品目数の 9 割を占める。NT1 の例外である NT2 は繊維製品・履物がほぼ全体を占めて 146 品目、SL は窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品や電気機器・部品を中心に 251 品目、HSL は農林水産品や輸送用機械・部品などで 100 品目となっている^(注1)。

表 1 ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の関税削減スケジュール

	品目	税率
アーリーハーベスト品目 (EHP)	(EHP) HSコード01～08(動物、肉、魚、乳製品、植物、野菜、果物・ナッツ)	2006年から0%
ノーマルトラック品目 (NT)	(NT1)	2010年から0%
	例外品目 (NT2)	HS6桁で150品目以下 2012年から0%
センシティブ品目 (ST)	(SL、HSL合計)HS6桁で400品目以下かつ輸入額の10%以下	
	センシティブリスト品目 (SL)	2012年から20%以下 2018年から5%以下
	高度センシティブリスト品目 (HSL)	HS6桁で100品目、SLとHSL品目合計の40%のいずれか少ない方 2015年から50%以下

(出所) 枠組み協定および物品貿易協定より作成

表2 タイの関税削減品目数

名称	EHP	NT1	NT2	SL	HSL
農林水産品	346	138		1	40
食料品・アルコール		175	1	7	11
鉱物性燃料	2	141		9	
化学工業品		802		11	
プラスチック・ゴム製品		206		7	
皮革・毛皮・ハンドバッグ等		74			
木材・パルプ		234		5	
繊維製品・履物		728	143	31	3
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品		666		97	17
機械類・部品		486		19	7
電気機器・部品		238	2	49	
輸送用機械・部品		118			22
光学機器・楽器		257		1	
雑製品		144		14	
計	348	4407	146	251	100

(出所) 枠組み協定および物品貿易協定、タイ商務省貿易交渉局ウェブサイトより筆者作成
 (注) HS6 桁を基準として品目をカウントしたため、HS7 桁で別のトラックが指定されている品目はそれぞれ重複してカウントした。また、EHP のうち 13 品目は HSL の農林水産品と重複している。これらは関税割当品目であり、割当枠内は EHP、枠外は HSL がそれぞれ指定されている。

ST 品目も事実上税率は低下

上記のスケジュールに基づきタイの ACFTA 税率は引き下げが進んでいる。だが、実際に中国からの輸入時に適用されるのは最恵国 (MFN) 税率と ACFTA 税率のいずれか低いほうである。ACFTA 税率が削減されても、MFN 税率のほうが低ければ MFN 税率が適用される。ACFTA を

利用して中国から輸入する際のメリットは MFN 税率との差があるかどうかによって変わってくるのだ。そこで、EHP、NT2、SL、HSL の 4 トラックを対象に 2011 年時点での MFN 税率と ACFTA 税率を比較したのが表 3 である。NT1 については品目数が膨大なため、今回の調査では対象外とした。

なお、2011 年の MFN 税率は

HS2007 年分類に基づいて決められている。ACFTA の「枠組み協定」および「物品貿易協定」の品目分類は HS2002 年分類のため、そのままでは税率を比較することが困難である。そこで、ACFTA 税率はタイ税関がウェブサイトに掲載している HS2007 年分類の関税削減スケジュール表を基にした^(注 2)。そのため各項目の品目数において表 2 とは違いがある。

EHP では ACFTA 税率と MFN 税率が同じ品目は 22 あった。EHP は既に 2006 年に全品目の関税が撤廃されているため、ACFTA 税率と MFN 税率が同じということは MFN 税率がゼロであることを示している。農水産品は肉類 (HS02) や野菜類 (HS07)、果実類 (HS08) の多くが MFN 税率 30~50% であり、ACFTA との関税率の差は大きい。鉱物性燃料は「無煙炭」(HS2701110000) と「コークス及びレトルトカーボン」(HS2704001000~3000) が該当するが、無煙炭の MFN 税率が 1% あるのみで ACFTA によるメリットは低い。

NT2 では全ての品目で ACFTA 税率が MFN 税率を下回っている。NT2

の ACFTA 税率は 2011 年時点で 5% となっており、「女子用オーバーコート (人造繊維製のもの)」(HS6202130000) や「手袋 (綿製のもの)」(HS6116920000) など MFN 税率が 30% の品目にとっては 25% の関税差が生じることになる。

SL は 549 品目中 143 品目で ACFTA 税率と MFN 税率が等しい。「混合ジュース」(HS2009900000)、「卓上用扇風機」(HS8414511000)、「全自動洗濯機」(HS8450111000)、「電子レンジ」(HS8516500000) などが該当する。ACFTA 税率が MFN 税率を下回るのは 5 品目とわずかである。一方で ACFTA 税率に対し既に MFN 税率が下回っている品目は 400 と、SL 品目全体の 7 割超を占めている。特に「小麦粉」(HS1101001000)、「メスリン粉」(HS1101002000) は ACFTA 税率が「40% または 2.75 パーツ/kg の高い方」であるのに対し、MFN 税率は「5% または 0.5 パーツ/kg の高い方」と従価税ベースで 35% も MFN 税率が下回っている。これらは輸入の際には MFN 税率が適用されることになる。

表3 ACFTA 税率と MFN 税率の比較

EHP

	ACFTA税率 >MFN税率	ACFTA税率 =MFN税率	ACFTA税率 <MFN税率	総計
農林水産品		19	517	536
鉱物性燃料		3	1	4
計	0	22	518	540

NT2

	ACFTA税率 >MFN税率	ACFTA税率 =MFN税率	ACFTA税率 <MFN税率	総計
食料品・アルコール			1	1
繊維製品・履物			169	169
電気機器・部品			3	3
計	0	0	173	173

SL

	ACFTA税率 >MFN税率	ACFTA税率 =MFN税率	ACFTA税率 <MFN税率	総計
農林水産品	2			2
食料品・アルコール	9	14		23
鉱物性燃料	6	7		13
化学工業品	17	6		23
プラスチック・ゴム製品	37			37
木材・パルプ	17	1		18
繊維製品・履物	5	36	2	43
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	169	11		180
機械類・部品	13	20	2	35
電気機器・部品	124	33	1	158
光学機器・楽器	2			2
雑製品		15		15
計	401	143	5	549

HSL

	ACFTA税率 >MFN税率	ACFTA税率 =MFN税率	ACFTA税率 <MFN税率	総計
農林水産品	3			3
食料品・アルコール		4		4
繊維製品・履物	2			2
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	5	13		18
機械類・部品	96			96
輸送用機械・部品	90	79		169
計	196	96	0	292

(出所) タイ税関ウェブサイトの情報をもとに筆者作成

(注) 品目数は HS2007 の 10 桁ベースで集計。比較にあたり、1 品目に複数税率がある場合は高い方を、税率が従価税と従量税併記の場合は従価税を基準とした。

HSL も SL と同様、ACFTA 税率を MFN 税率が下回る品目が多く、農林水産品、繊維製品・履物、機械類・部品は全ての品目が該当した。具体的な品目では「バックミラー」(HS700910000)、「コイルばね」(HS7320201000)、「エンジン(シリンダー容積 1000 立方センチ超のもの)」(HS8407341000~8407349099) など輸送機器関連の部品が多いのが特徴である。例えばバックミラーは ACFTA 税率が 30% であるのに対し、MFN 税率は 10% まで低下している。ただし乗用車 (HS8703) は ACFTA 税率 80% と高い関税が課せられているが、これらは MFN 税率も 80% と高いままである。

上記の 4 トラックに限れば、ACFTA による関税削減の恩恵は農林水産品および繊維製品・履物が最も享受していると言えるだろう。関税削減に一定の猶予を持たせている SL、HSL 品目については既に MFN 税率が引き下げられているものが多く、輸送用機械・部品など一部を除いては自由化が進んでいるという結果であった。

なお、ACFTA では「互恵関税率」

という制度がある。輸出国が ST 品目に指定している品目が輸入国では EHP・NT 品目に指定されている場合、輸出側の ACFTA 税率が 10% を超える際は輸入側は ACFTA 税率ではなく MFN 税率を課すことが出来る。また、10% 以下の場合は輸出国の ACFTA 税率と輸入国の ACFTA 税率の高い方を輸入国の MFN 税率を超えない範囲で適用できる。

今回の調査では中国の ST 品目 (431 品目) はタイ側では調査対象外とした NT1 に該当していた。このため税率の比較では互恵関税率を考慮していないが、NT1 を対象として比較を行う際はこの互恵関税率に留意する必要がある。

中国からの輸入は 5 倍に拡大

タイの貿易統計によると、2011 年時点で中国はタイにとって日本に次ぐ第 2 位の輸入相手国である (図 1)。輸入額は EHP の関税引き下げが始まった 2003 年以降^(注 3)、世界的な経済危機の影響を受けた 2009 年を除き増加を続け、2011 年は 306 億ドルと 2003 年に比べ約 5 倍に増加した。

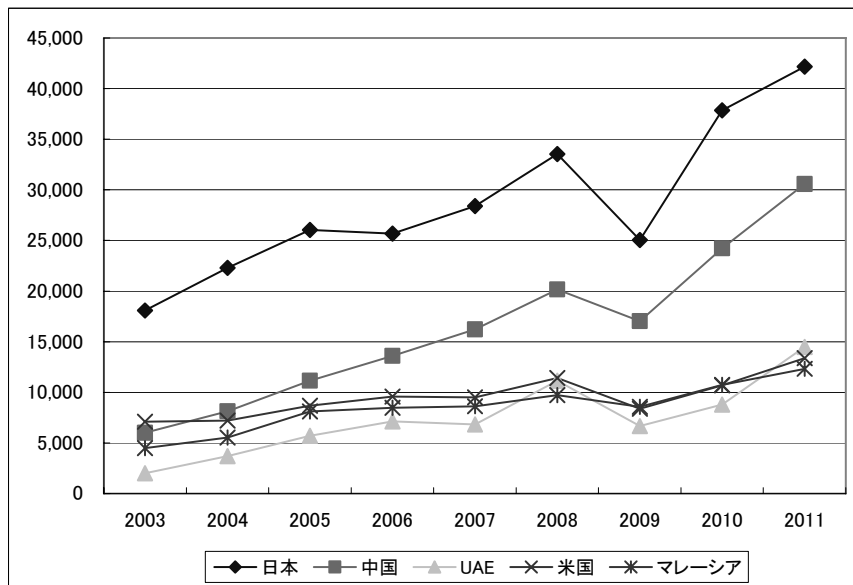
品目の構成を見ると 2003 年、2011 年ともに電気機器・部品、機械類・部品が多く合計で約 5 割を占める（表 4）。2011 年に最も輸入された品目は「コンピュータ部品、その他のもの」（HS84733090）（13.2 億ドル）、「携帯電話」（HS85171200）（11 億ドル）、「ラップトップ PC、ノート PC」（HS84713020）（10.6 億ドル）の順と IT 関連が上位を占めた。これらは NT1 品目であり、MFN 税率も 2003

年時点で既にゼロとなっているため ACFTA による関税削減の恩恵は受けていない。

タイの総輸入に占める中国のシェアは 2003 年の 8.0%から 2011 年には 13.4%に増加した。電気機器・部品をはじめ、ほぼ全ての品目でシェアが拡大している。電気機器・部品、機械類・部品は総輸入の約 4 分の 1、繊維製品・履物は約 3 分の 1 が中国からの輸入である。

図 1 タイの国別輸入額の推移

（単位：100 万ドル）



（出所）タイ商務省

表 4 中国からの輸入品目構成

(単位：100 万ドル、%)

	金額		構成比		総輸入に占める中国の割合	
	2003年	2011年	2003年	2011年	2003年	2011年
農林水産品	150	770	2.5	2.5	6.1	10.8
食料品・アルコール	82	332	1.4	1.1	6.0	8.3
鉱物性燃料	96	254	1.6	0.8	1.0	0.6
化学工業品	479	2,989	8.0	9.8	7.2	16.1
プラスチック・ゴム製品	173	1,270	2.9	4.2	4.7	12.8
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	36	198	0.6	0.6	6.9	21.2
木材・パルプ	42	483	0.7	1.6	2.6	14.6
繊維製品・履物	608	1,767	10.1	5.8	24.6	33.8
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	633	4,904	10.5	16.0	5.7	9.5
機械類・部品	1,539	6,665	25.6	21.8	12.5	23.5
電気機器・部品	1,817	9,040	30.3	29.6	11.1	25.7
輸送用機械・部品	87	681	1.5	2.2	2.1	5.1
光学機器・楽器	144	680	2.4	2.2	8.0	12.5
雑製品	116	547	1.9	1.8	9.1	35.3
合計	6,002	30,581	100.0	100.0	8.0	13.4

(出所) タイ商務省

こうして中国からの輸入が拡大する中で、ACFTA の進展により貿易額はどのように変化したのか、繊維製品・履物を例に検証を行った。

関税引き下げ後に輸入増加

繊維製品・履物のうち、段階的に関税の削減が進んでいる NT1, NT2 トラック品目の中から 2011 年時点で対中輸入額の多い 7 品目をそれぞれ抽出し、対前年増減率を計算したのが表 5 である。

対象とした品目の ACFTA 税率と

MFN 税率を検証したところ、NT1 品目では ACFTA 税率が MFN 税率を下回ったのは 2010 年からである^(注 4)。これらの品目について ACFTA 税率が実際に引き下げられたのは 2007 年が最初であった。しかし、MFN 税率の引き下げが先行したため 2006 年までは MFN 税率が ACFTA 税率を下回り、2007-09 年は ACFTA 税率と MFN 税率は同じであった。なお、表 5 では最初に ACFTA 税率が MFN 税率を下回った 2010 年を「第 1 段階引き下げ」としている。

NT 1 は 2010 年に ACFTA 税率がゼ

ロとなったが、MFN 税率は最大で 5%と税率の差は小さい。だが、2010 年の増減率は前年の世界的な経済危機の影響による輸入減少の反動もあって、すべての品目で前年を上回り、「綿織物、平織りのもの」(HS52081200)、「紡織用繊維の織物、ポリを塗布したもの」(HS59031000)、「合成繊維の長繊維の織物、その他」(HS54075200) は前年の輸入額の約 3 倍に増加した。

NT2 は 2011 年までに 2005 年、2007 年、2009 年の 3 回 ACFTA 税率が引き下げられた^(注5)。MFN 税率は変わらず、ACFTA 税率が段階と共に引き下げられるため、段階を経るごとに税率の差が大きくなる。例えば、MFN 税率が 30%で一定であった場合、ACFTA 税率が 2005 年に 20%、2007 年に 12%、2009 年に 5%に下がると税率の差は 10%、18%、25%と拡大していく。引き下げ時の 2005 年、2007 年、2009 年の対前年比増減率を見ると、「女子用のブラウス、その他の紡織用繊維製」(HS 62069000) が 2005 年、2007 年にそれぞれ 129.7%増、251.4%増となったほかはそれほど大きな変化が見られないが、

2011 年の上位 5 品目の総輸入に占める中国の割合は 2003 年に比べ大幅に拡大している。

さらに輸入全体の動向と比較するため、増減率を世界と中国で比較したのが表 6 である。中国の増減率が世界を上回ったものを「○」としたが、これによると NT1、NT2 ともに ACFTA の税率引き下げが行われた年は前年より「○」の品目数が増えており、関税の削減が中国からの輸入を後押ししたものと考えられる。

ACFTA による関税の引き下げは着実に進んでいる。引き下げに猶予がある SL、HSL 品目も多くは MFN 税率が下がり、実質上の貿易の自由化はスケジュールよりも加速している。2012 年は NT2 品目の税率が撤廃されたため、タイでは繊維製品・履物の中国からの輸入増加が予想される。本稿では具体例として取り上げた品目数が少なかったが、より多くを網羅することで具体的な効果を測定できる。

表5 繊維製品・履物の主要品目における輸入額の増減率

(単位：%)

<NT1>

対前年比増減率

HSコード	品目名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
52081200	綿織物、平織りのもの	-20.2	12.2	75.0	40.1	2.6	-40.2	179.9	-6.6
59021090*	タイヤコードファブリック、ナイロン製	75.4	52.3	-7.9	-5.9*	40.2	-17.6	20.9	20.8
55161100	再生繊維の織物、漂白および無漂白のもの	-5.3	24.3	-18.3	17.0	30.5	-5.9	40.1	-10.4
59031000	紡織用繊維の織物、ポリを塗布したもの	104.8	38.5	31.2	-10.0	45.8	56.0	216.3	36.0
55039000	合成繊維の短繊維、その他	-59.2	5149.0	316.8	210.0	65.5	-16.4	56.3	26.7
60062200	その他のメリヤス編物、綿製、浸染したもの	-13.9	59.2	66.1	6.7	0.4	-38.2	73.7	-0.6
54075200	合成繊維の長繊維の織物、その他	1.5	121.3	69.7	-26.5	29.8	-2.8	199.5	92.7

第1段階引き下げ

総輸入に占める中国の割合

HSコード	品目名	2003	2011
52081200	綿織物、平織りのもの	89.5	92.3
59021090*	タイヤコードファブリック、ナイロン製	62.2	70.8 (69.2)
55161100	再生繊維の織物、漂白および無漂白のもの	83.1	98.4
59031000	紡織用繊維の織物、ポリを塗布したもの	22.7	84.7
55039000	合成繊維の短繊維、その他	48.9	88.8
60062200	その他のメリヤス編物、綿製、浸染したもの	66.2	78.6
54075200	合成繊維の長繊維の織物、その他	11.3	63.9

<NT2>

対前年比増減率

HSコード	品目名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
64061090*	履物の部分品、甲及びその部分品	55.0	-38.6	957.9	38.6*	179.4	37.0	19.7	-18.7
611179000	その他の衣類附属品、部分品	-21.1	42.9	0.5	39.0	46.3	7.1	70.8	9.5
62121090*	ブラジャー、その他の繊維のもの	358.2	2.0	-21.0	21.6*	-23.2	2.2	38.7	82.0
62069000	女子用のブラウス、その他の紡織用繊維製	24.2	129.7	88.3	251.4	6.5	-16.7	13.9	57.5
61061000	女子用のブラウス、綿製のもの	22.4	109.7	41.7	70.8	20.5	29.1	166.1	-2.5
61102000	ジャージー、カーディガン、綿製のもの	-22.6	-51.0	-15.6	18.0	113.4	-40.9	35.1	120.3
62046200	女子用のズボン、綿製のもの	-1.8	60.0	16.9	12.6	-6.6	-8.5	15.1	18.8

第1段階引き下げ

第2段階引き下げ

第3段階引き下げ

総輸入に占める中国の割合

HSコード	品目名	2003	2011
64061090*	履物の部分品、甲及びその部分品	11.3	99.3 (98.0)
611179000	その他の衣類附属品、部分品	68.9	91.2
62121090*	ブラジャー、その他の繊維のもの	26.3	72.8 (73.8)
62069000	女子用のブラウス、その他の紡織用繊維製	36.6	81.7
61061000	女子用のブラウス、綿製のもの	42.8	87.8
61102000	ジャージー、カーディガン、綿製のもの	90.0	77.5
62046200	女子用のズボン、綿製のもの	69.1	58.0

(出所) タイ商務省

(注) HS59021090、HS64061090、HS62121090 の3品目について、HSコード改訂のため2006年以前はそれぞれHS5902100、HS6406100、HS6212100の金額を用いている。従って2007年の増減率は正確なものではない。「総輸入に占める中国の割合」のカッコ内は2006年以前の基準で計算したものである。

表6 世界と中国の対前年比増減率の比較

<NT1>		対前年比増減率において、世界を中国が上回ったもの							
HSコード	品目名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
52081200	綿織物、平織りのもの	○	○	○	○			○	
59021090	タイヤコードファブリック、ナイロン製	○	○			○			
55161100	再生繊維の織物、漂白および無漂白のもの	○	○	○	○	○		○	
59031000	紡織用繊維の織物、ポリを塗布したもの	○	○	○	○	○	○		○
55039000	合成繊維の短繊維、その他		○	○	○			○	○
60062200	その他のメリヤス織物、綿製、浸染したもの			○	○	○		○	○
54075200	合成繊維の長繊維の織物、その他		○	○		○	○	○	○

第1段階引き下げ

<NT2>		対前年比増減率において、世界を中国が上回ったもの							
HSコード	品目名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
64061090	履物の部分品、甲及びその部分品	○	○	○	○			○	○
61179000	その他の衣類付属品、部分品				○		○		○
62121090	ブラジャー、その他の繊維のもの	○	○	○	○			○	○
62069000	女子用のブラウス、その他の紡織用繊維製		○	○	○			○	○
61061000	女子用のブラウス、綿製のもの	○	○	○	○		○	○	○
61102000	ジャージー、カーディガン、綿製のもの					○		○	○
62046200	女子用のズボン、綿製のもの		○				○		

第1段階引き下げ 第2段階引き下げ 第3段階引き下げ

(出所) タイ 商務省

(注) 表5と同様

2011年の大洪水を契機としてタイの一極集中リスクが考慮される中、現地企業にとってこうした中国やASEAN諸国との関税メリットを比較精査することは、物流ネットワークを構築していく上で今後ますます重要となってくるであろう。

(注1) 本稿の品目分類の定義は以下の通り。なお、文中に出てくる品目名は便宜上簡略化して記載したものである。正確な品目名は該当するHSコードを参照のこと。

名称	HSコード
農林水産品	01～15
食料品・アルコール	16～24
鉱物性燃料	25～27
化学工業品	28～38
プラスチック・ゴム製品	39～40
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	41～43
木材・パルプ	44～49
繊維製品・履物	50～67
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	68～83
機械類・部品	84
電気機器・部品	85
輸送用機械・部品	86～89
光学機器・楽器	90～92
雑製品	93～99

(注 2)

<http://igtfcustoms.go.th/igtfc/uploads/files/Notif/35030F2/back%20AC2007-eng/back%20AC2007-eng.pdf>

HS2007 年分類の関税削減スケジュールにはトラックが明示されていないことから、筆者が両協定の指定を元にトラックを指定した。また、関税割当品目については EHP (13 品目。表 2 参照) を除き、HS2007 年の関税削減スケジュー

ル表には記載が無い。

- (注 3) 野菜類 (HS07)、果実類 (HS08) については EHP 全体に先んじて 2003 年 10 月から中国との間で関税が撤廃された。その他の EHP 品目は 2004 年 1 月以降引き下げを開始。
- (注 4) これらの品目は NT1 だが、互恵関税率の対象外である。
- (注 5) HS64061090 は 2007 年から引き下げ開始